

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年12月22日

【会社名】 株式会社 イメージ ワン

【英訳名】 ImageONE Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高田 康廣

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

【電話番号】 03-6233-3410

【事務連絡者氏名】 管理部 藤波 淳子

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

【電話番号】 03-6233-3412

【事務連絡者氏名】 管理部 藤波 淳子

【縦覧に供する場所】 名称株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年12月20日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年12月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変の件

- (1)当社が、自由診療医科分野の予約・検索サイトの運営等を行う子会社である株式会社イメージワンゼロットを設立したことに伴い、同社の事業目的を、当社の事業目的に追加・変更するものであります。
- (2)取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行することに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (3)会社法の改正により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項に定める責任限定契約の締結を可能にするため、現行定款第27条第2項の規定の一部を変更するものであります。
- (4)その他、上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

高田 康廣、鷓飼 良一、板谷 元照及び下休場 勝司を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

諸我 徹、林 敦、及び小高 正嗣を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額8千万円以内とするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件

監査等委員である取締役の報酬限度額を年額2千万円以内とするものであります。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

高野 裕之を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	24,786	404	0	(注) 1	可決 98.40
第2号議案 取締役（監査等委員 である取締役を除 く。）4名選任の件				(注) 2	
高田 康廣	24,597	604	0		可決 97.60
鷓飼 良一	24,634	567	0		可決 97.75
板谷 元照	24,629	572	0		可決 97.73
下休場 勝司	24,633	568	0		可決 97.75

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 諸我 徹 林 敦 小高 正嗣	24,685 24,676 24,673	516 525 528	0 0 0	(注) 2	可決 97.95 可決 97.92 可決 97.90
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額決定の件	24,461	740	0	(注) 3	可決 97.06
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件	24,422	779	0	(注) 3	可決 96.91
第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 高野 裕之	24,709	492	0	(注) 2	可決 98.05

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。